

## 長野市雨水貯留施設災害復旧助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市雨水貯留施設助成金交付要綱（平成16年長野市告示第 209号）による助成金の交付を受けて雨水貯留施設を設置した者であって、災害により当該雨水貯留施設が破損し、又は滅失したことにより、雨水貯留施設を再度設置するものに対して、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「雨水貯留施設」とは、雨どいに接続し、建築物の屋根の雨水を貯留させるための構造を持った 100リットル以上の新たに設置する施設であって、架台等により固定し、又は地下埋設されているものをいう。

(交付対象者)

第3 助成金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に災害により被災した住宅等（当該災害により被災し災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）による罹災証明書（以下「罹災証明書」という。）の交付を受けたものをいい、再度建設する予定のものを含む。）の建築物を所有する者（展示又は販売のために建築物を所有する者を除く。）又は占有する者（所有する者の同意を得た者に限る。）であって、長野市雨水貯留施設助成金交付要綱による助成金の交付を受けて当該住宅等に設置した新設雨水貯留施設が、当該被災によって破損し、又は滅失したため使用することができなくなったことにより、雨水貯留施設を再度設置するものとする。

(対象費用及び助成金額等)

第4 助成金の交付の対象となる費用（以下「対象費用」という。）は、第3の規定により交付対象者が雨水貯留施設を再度設置するための当該雨水貯留施設の購入に要する費用とし、一の建築物ごとに2基分を限度とする。

2 助成金額は、次の各号に掲げる長野市雨水貯留施設助成金交付要綱の規定による助成金の交付を受けて設置した新設雨水貯留施設の設置期間（当該新設雨水貯留施設に係る助成金の交付の確定の日の翌日から再度設置する日までの期間をいう。以下同じ。）及び雨水貯留施設1基当たりの容量に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 設置期間が7年以上の雨水貯留施設で 100リットル以上 500リットル未満のもの 1万 2,000円（対象費用の4分の1に相当する額が1万 2,000円未満の場合にあつては、対象費用の4分の1に相当する額とする。）

(2) 設置期間が7年以上の雨水貯留施設で 500リットル以上のもの 2万 5,000円（対象費用の4分の1に相当する額が2万 5,000円未満の場合にあつては、対象費用の4分の1に相当する額とする。）

(3) 設置期間が7年未満の雨水貯留施設で 100リットル以上 500リットル未満のもの 3万 7,000円（対象費用の4分の3に相当する額が3万 7,000円未満の場合

にあつては、対象費用の4分の3に相当する額とする。)

(4) 設置期間が7年未満の雨水貯留施設で500リットル以上のもの 7万5,000円  
(対象費用の4分の3に相当する額が7万5,000円未満の場合にあつては、対象費用の4分の3に相当する額とする。)

3 前項の助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する雨水貯留施設を設置するのに要する費用は、助成金の交付対象としない。

(1) 国及び他の地方公共団体が設置する雨水貯留施設

(2) 前号に掲げるもののほか、助成金の交付を不相当と認める雨水貯留施設  
(助成金の交付申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、長野市雨水貯留施設災害復旧助成金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長がその提出の必要がないと認めるときは、その全部又は一部の提出を省略することができる。

(1) 位置図(住宅の位置等の案内図)

(2) 設置前の写真

(3) 罹災証明書(雨水貯留施設を設置する住宅等の建築物に係るもの)

(4) その他市長が必要と認める書類

(実地検査及び交付条件)

第6 規則第4条第1項に規定する実地検査は、申請者と立会いの上行うものとする。

2 規則第4条第2項に規定する条件は、雨水貯留施設の維持管理に関する協定を市と締結することとする。

(助成金の実績報告)

第7 規則第9条に規定する実績報告書は長野市雨水貯留施設災害復旧助成金実績報告書(様式第2号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

(1) 設置後の写真

(2) 領収書の写し(購入費用と設置費用等の別が確認できるもの)

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(管理協定書)

第8 第6第2項の協定は、雨水貯留施設の維持管理に関する協定書(様式第3号)によるものとし、第9の請求書と併せて市に提出しなければならない。

(助成金の交付請求)

第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市雨水貯留施設災害復旧助成金交付請求書(様式第4号)によるものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年2月19日長野市告示第53号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年10月12日以後に発生した災害により被災したことにより、長野市雨水貯留施設助成金交付要綱による助成金の交付を受けて設置した新設雨水貯留施設が破損し、又は滅失したことにより、令和2年4月1日以後に再度設置した雨水貯留施設について適用する。

附 則 (令和3年12月27日長野市告示第650号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。